

## 地方行財政検討会議の開催について

〔平成22年1月1日  
総務大臣決定〕

- 1 地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、総務省において地方行財政検討会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。  
議長：総務大臣  
構成員：総務大臣が指名する総務副大臣及び総務大臣政務官並びに内閣総理大臣補佐官  
総務大臣が指名する有識者
- 3 議長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を委嘱することができる。
- 4 議長は、必要に応じ、構成員及び専門委員により構成される分科会を設けることができる。
- 5 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、総務省自治行政局行政課において処理する。
- 6 その他会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。